

課徴金制度の見直しに対する考え方

1. 独占禁止法についての基本的な考え方
2. 課徴金制度の見直しについて
3. 見直しにおける留意点・要望事項

2016年5月27日
日本労働組合総連合会



1. 独占禁止法についての基本的な考え方

- 公正取引を確保するための法律・制度の整備を進めるべきである。特に、実態解明機能の向上が重要である。
- 課徴金制度及びその運用において、公正性・公平性・透明性が担保されるべきである。
- 実態解明機能の向上をはかる一方で、事業者・従業員の防御権が適切に確保される必要がある。

※『2016～2017年度 政策・制度 要求と提言』より抜粋

- 優越的地位の濫用を防止し公正な取引と透明な市場を確立するため、独占禁止法、下請法を強化するとともに、公正取引委員会の体制および権限の強化、調査・監視の強化、企業への周知徹底等により法の実効性を高める。
 - ・独占禁止法の課徴金制度の強化については、裁量型制度の導入も含めて検討を進めるとともに、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(ガイドライン)の周知徹底をはかる。

2. 課徴金制度の見直しについて

- 「1. 独占禁止法についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の観点から検討を進めるべきである。
- ・国内の制度や海外の制度との整合(調和)に留意しながら、実効性の向上などをはかる。
- ・行政の裁量を導入する場合は、法令・ガイドライン等により、基準・ルールを明確にする。
- ・一方、防衛権の適切な確保を進めるとともに、事業者・従業員の利益相反を回避するような工夫を行うことが重要である。

2. 課徴金制度の見直しについて

《見直しの方向性》

○第1回会合（H28.2.23）で示された、現行課徴金制度の問題点（国際市場分割カルテル等）については、法律でカバーできていない部分を手当てできるように、必要な整備を進める。

○調査協力を促進するためには、リニエンシー制度のあり方とあわせて、裁量のあり方について検討を進める。

3. 見直しにおける留意点・要望事項

①従業員の保護

調査協力をしたことやその供述内容等により、従業員が不当な扱いを受けることのないよう、不利益取扱の禁止について、確実に担保されなければならない。

そのため、公益通報制度の保護要件の緩和、保護されるための要件の立証責任を従業員に負担させないなどの方策を検討すべきである。

②防御権の確保

録音・録画、弁護士との立ち会い、秘匿特権等、事業者・従業員双方を対象に検討すべきである。

3. 見直しにおける留意点・要望事項

③裁量の行使における公平性・透明性・客観性の担保

裁量の行使においては、公平性・透明性・客観性が担保される必要があり、法令・ガイドライン等に運用基準を定めて公表すべきである。

課徴金額は、違反行為の影響や程度、内容、その他の事項により勘案されるべきである。調査への協力の度合いについては、それら全体のバランスを踏まえて、考慮されるべきである。

また、リニエンシー制度との兼ね合いについても十分に検討されるべきである。

3. 見直しにおける留意点・要望事項

④ 調査妨害等への対策

課徴金額の算定・賦課において、調査への協力の程度を勘案するという制度が導入されることにより、談合等、他社が関係するケースにおける虚偽の供述等による調査妨害が起こりやすくなることも懸念される。

また、供述内容を誘導されることにより、虚偽の供述が行われやすくなる恐れがある。

それらを回避するよう対策を講じるとともに、引き続き調査能力の維持・向上をはかる。

3. 見直しにおける留意点・要望事項

⑤その他検討事項

○実態(真実)解明機能の強化

○刑事告発の免除